

令和3年度神戸町一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び神戸町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和61年神戸町条例第2号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により神戸町内における一般廃棄物処理計画を次のとおり定める。

令和3年4月1日

神戸町長 谷村 成基

I 基本方針及び計画事項

1. 基本方針

近年のごみ処理については、ごみの種類が多様化するなかダイオキシン類対策、最終処分場の確保やリサイクルの必要性など多くの問題が山積している。

これらの課題を解決していくうえでは、ごみ処理行政が単なる衛生行政にとどまらず、公害防止、資源保全等広範な問題と密接に関係した対応が求められ、それぞれに関連した行政分野での協調を図り、複合行政として計画的に推進する必要がある。

適切で円滑な収集処理ができるよう、町民の協力を得ながら、分別収集の徹底と、再資源化、再利用化の啓発を図り、ごみの減量化と排出量の抑制を推進していくことが重要である。

2. 計画事項

- (1) 効率的な収集を行うため収集体制の充実を図り、合理的な収集業務に努める。
- (2) ごみの減量化や再資源化に対する啓発活動を展開し、意識の高揚を図る。
- (3) 美しい環境を守り、快適な生活を維持するため、町民・事業者・町の役割を明確にし、ごみ問題に対するマナーの徹底と美化意識の啓発に努める。
- (4) 自家処理の奨励により、生ごみの減量化と堆肥化を図り、ごみの排出の抑制を推進する。
- (5) 事業用生ごみ処理機により、生ごみの減量化と堆肥化を推進する。

II 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

1. し尿処理計画人口（令和3年3月1日現在）	18,877人
・非水洗化処理人口	1,297人
・水洗化処理人口	17,529人

※し尿処理計画人口は住民登録人口、非水洗化及び水洗化処理人口については、大垣衛生施設組合のし尿及び汚泥発生量の推計値（神戸町分）を引用。

2. 一般廃棄物の排出量（し尿、浄化槽汚泥）	9,540kℓ /年
（可燃物、不燃物）	4,950t /年

3. 諸施設における一般廃棄物の処理量	9,540kℓ /年
	4,950t /年

この計画期間における種類別一般廃棄物の排出・処理量及び処理主体は、IV2.（4）及び別表1のとおりである。

III 一般廃棄物の排出抑制等の協力義務

排出者は廃棄物のうち、再利用が可能なものは有効利用を図り、自己処理が可能なものは自己で処理し、排出に当たっては5分別（可燃、不燃、資源、粗大、埋立）を行い、指定された集積場へ収集日の午前8時までに搬出し整理するものとする。また、集積場は自主的に清掃活動を行い、清潔保持に努めなければならない。

このうち可燃物については、不燃物や爆発物及び危険物を取り除き、生ごみはよく水切りをして、町指定のごみ袋で排出するものとする。

不燃物、粗大については、収集しやすいようにまとめ、ビン類、カン類、ペットボトル、その他のプラスチックボトルは集積場に設置してある容器に分別して入れ、有害物は表示をするものとする。

IV 一般廃棄物の分別区分及び収集・運搬・処理方法

1. し尿

（1）収集・運搬

し尿の収集運搬は、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が神戸町全域を別表2のとおり行うものとする。

（2）処 分

し尿の処分は、大垣衛生施設組合の大垣衛生センター（所在地：大垣市荒川町852番地）において行うものとする。

2. 浄化槽汚泥等

(1) 収集・運搬

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等（沈砂、スクリーンかす等を除く。）の収集運搬は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条に基づく浄化槽清掃業の許可、法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務としてバキューム式汚泥収集車で行うものとする。

(2) 処 分

浄化槽汚泥等の処分は、大垣衛生センターにおいて行うものとする。

ただし、浄化槽汚泥等のうち沈砂、スクリーンかす等は、原則として浄化槽清掃業者、または当該浄化槽の管理者が適正に処分するものとする。

(3) 浄化槽汚泥収集・運搬業者の協力義務

浄化槽汚泥等の処理場への搬入はなるべく均等にし、し尿と区別するなど処理場の運転計画に従うこと。

(4) 排出量及び処理方法

種類	排出量 kℓ /年	要処理量 kℓ /年	収 集		処 分	
			処理主体	収集回数	処理主体	処分方法
し尿	540	540	中央清掃(株) 16台	月1回 以 上	一部事務 組 合	処理施設 で 処 分
汚泥	9,000	9,000	中央清掃(株) 16台	随 時	一部事務 組 合	処理施設 で 処 分

し尿処理施設名 大垣衛生センター

処理方法 高負荷脱窒素処理方式+高度処理

処理能力 340 kℓ /日

3. 家庭系廃棄物

家庭系廃棄物は、次のように分別し、町は収集業務を円滑に行うために排出方法等の指示及び集積所^{*1}の指定をすることができるものとする。なお、集積所の位置は、産業建設部産業環境課において縦覧することができる。

(1) 可燃ごみ

収集・運搬は委託業者により週2回、別表3のとおり行い、処分は可燃物処理施設で行うものとする。

なお、指定の規格によらない袋や指示した搬出方法によらないごみの収集については、収集できない理由を表示して、一時収集を保留し、排出者に注意を促した後に収集するものとする。

(2) 不燃ごみ

収集・運搬は町の委託業者により月1回、別表4のとおり行い、不燃物粗大処理施設で行うものとする。

なお、指示した搬出方法によらないごみの収集については、収集できない理由を表示して、一時収集を保留し、排出者に注意を促した後に収集するものとする。

(3) 資源ごみ（ビン類、カン類、ペットボトル類、その他のプラスチックボトル類、ふとん、カーペット類）

収集・運搬は、ビン類（3色別）、カン類、ペットボトル類及びその他のプラスチックボトルに分別し、町の委託業者により月1回、別表5のとおり行い、再生業者及び不燃物粗大処理施設で処分するものとする。

なお、ペットボトル、その他のプラスチックボトルは、圧縮・保管を町の委託業者により行い、容器包装リサイクル法による指定法人が引き取り再商品化を行うものとする。

また、ふとん、カーペット類は年3回、4月、9月、12月の第3日曜日「エコプラザごうど」において収集し、処分は廃棄物処理リサイクル施設で行うものとする。

(4) 特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、（液晶・プラズマ含む）エアコン、衣類乾燥機）

特定家庭用機器廃棄物（上記家電）は、販売した小売販売業者が引き取るものとする。

なお、小売販売業者の引き取り義務以外の上記家電の引き取りについても、町民及び町から求められた場合は、町内小売販売業者は引き取るものとする。

(5) 粗大・有害ごみ・せともの

収集・運搬は、町の委託業者により年3回、別表6のとおり行い、処分は不燃物粗大処理施設で行うものとする。なお、せとものについては、最終処分場で処分する。

(6) 埋立

最終処分場の埋立処分対象廃棄物の種類は、一般廃棄物及び産業廃棄物のうち瓦、コンクリート殻、レンガ、タイル、陶磁器等、がれき類、建設がれき類とする。

(7) 大量の家庭系廃棄物の処理等について

大量の家庭系廃棄物が引越し等の諸事情で発生するなど、町民が上記の方法で処理困難になった場合については、町と相談のうえ対処するものとする。

※1 集積場は、原則としてそれを利用しようとする町民等が協議の上、位置を決め、その場所を町に申し出て、町が収集可能と確認した場所とする。

4. 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者自らが責任を持って収集・運搬・処分を行うか、若しくは法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（別表7）に委託して処理を行う。

V 一般廃棄物の処理施設

1. 可燃物処理施設

施設名	西濃環境保全センター（西濃環境整備組合）
所在地	揖斐郡大野町大字下座倉1375番地の1
処理方式	ガス化高温溶融一体型直接溶融炉
公称能力	90 t/日×1炉

2. 不燃物・粗大処理施設

施設名	西南濃粗大廃棄物処理センター （西南濃粗大廃棄物処理組合）
所在地	養老郡養老町有尾字下池456番地の235
処理方式	横型回転式破砕機、二軸剪断式破砕機
公称能力	70 t/5 h

3. 最終処分場

埋立処分地名	神戸町一般廃棄物最終処分場
所在地	神戸町大字瀬古字元住吉1581, 1582, 1583-1, 1583-2
面積（容量）	4, 277 m ² （28, 287 m ³ ）

VI 家庭系一般廃棄物の収集運搬体制整備計画

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における住民との接点であり、ごみ処理には必要な部門である。しかも、その費用は清掃事業全体に占める割合も

高く、増大するごみの量や多様化するごみの質に適切に対応するために、収集能力の増強と輸送体制の効率化を更に充実できるよう整備を図っていく。

VII その他の一般廃棄物の処理に関する事項

搬入禁止のもの

危険物及び危険物の容器

処理困難物

産業廃棄物

VIII リサイクル推進事業内容

1. 啓発事業

(1) PR活動の強化

- ・ 広報の利用
- ・ 分別に関するチラシ、カレンダー、パンフレットの作成

(2) 自治会への説明

- ・ 分別、減量等の協力依頼

2. 回収・収集システム、処理システム確立事業

(1) 自家処理の奨励

- ・ 広報などで生ごみ処理の呼びかけ

(2) 資源回収システムの確立（新聞・雑誌・ダンボール・紙製容器・古着）

- ・ エコプラザ（資源回収拠点施設）の利用促進
- ・ 資源分別収集及び集団回収事業奨励金の交付
- ・ 廃棄物再生資源事業奨励金の交付

(3) 空きビンの回収体制の充実

- ・ 分別容器の支給
- ・ 空きビンの色分け（無色透明・茶色・その他）収集の徹底

(4) ペットボトルの回収体制の充実

- ・ 回収容器の支給
- ・ ペットボトル材質表示マーク1のみの分別収集の徹底

(5) その他のプラスチック容器の回収体制の充実

- ・ 回収容器の支給
- ・ ペットボトル以外のプラスチックボトルの分別収集の徹底

別表 1

種類別一般廃棄物の排出・処理量及び処理主体

1. 生活系廃棄物

種類	排出量 t/年	要処理量 t/年	収 集		処 分	
			処理主体	収集回数	処理主体	処分方法
可燃 ごみ	2,970	2,970	中央清掃(株)	週2回 別表3	西濃環境整備組 合	焼却処分
不燃 ごみ	200	200	中央清掃(株)	月1回 別表4	西南濃粗大廃棄 物処理組合	有価物回収 後焼却埋立 処分
資 源 ごみ	260	260	中央清掃(株)	月1回 別表5	ペットボトル及びフ ラシックボトル:(財) 日本容器包装協 会、金属類:(株) 今村金属、ビン 類:三新硝子(株)	再資源利用
			(株)エコ・マインド	年3回	ふとん・カーペッ ト類:(株)エコ・マインド	
粗 大 ごみ	210	210	中央清掃(株)	年3回 別表6	西南濃粗大廃棄 物処理組合 せともの:最終 処分場	破砕有価回 収後、焼却 又は埋立処 分
計	3,640	3,640				

※ 排出量にせともの含まず

2. 事業系一般廃棄物

種類	排出量 t/年	要処理量 t/年	収 集 運 搬	処 分	
				処理主体	処分方法
可 燃 ごみ	1,290	1,290	許可業者が随時収集 運搬又は事業者が 直接搬入	西濃環境 整備組合	焼却処分
不 燃 ごみ	20	20	〃	西南濃粗 大廃棄物 処理組合	有価物回収後、 焼却埋立処分
計	1,310	1,310			

処理人口及び世帯数（令和3年3月1日現在）

処 理 人 口	世 帯 数
18,877人	7,077世帯

搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳

	搬入者	種類	搬入予定量 (t/年)	昨年搬入実績 (t/年)	保有車両台数
生活	中央清掃(株)	可燃ごみ	340	336	13
	田代商店	可燃ごみ	250	247	1
	(株)名晃	可燃ごみ	170	163	23
	東海環境 サービスセンター	可燃ごみ	40	33	3
	(有)揖斐・本巢 クリーナー	可燃ごみ	110	108	16
	(株)野々村商店	可燃ごみ	210	207	29

別表 2

し 尿

収 集 日	収集地区名	収集方法
毎 月 上 旬 1 ～ 10 日	昭和町、三津屋、高塚、起、幸町、栄町 井田、宮町、更屋敷、末守、西保、新西保 北島第2住宅、福井、新和、丈六道、安次、 田、和泉	○従量制 毎月1回以上、台帳 に記載された回数を収 集する。 また、各家庭の申し 出により随時収集する
毎 月 中 旬 11～ 20 日	南方、八条、加納、中沢、斉田、柳瀬 本町、上新町、あさひ町、瀬古	
毎 月 下 旬 21～ 31 日	鍛冶屋町、川西、前田、東方、新屋敷 下宮、横井、北一色、峰之井、第一中島 西座倉、落合、付寄、横町、下新町	

別表 3

可 燃 ご み (週 2 回)

収 集 日	収 集 地 区 名
毎週月曜日 毎週木曜日	田、横井、安次、あさひ町、上新町、横町、下新町、川西、 東方、栄町、新和、起、 清水町、豊島社宅、幸町、本町、鍛冶屋町、昭和町、三津屋、 宮町、高塚、丈六道、ビレッジハウスごうど、井田、西座倉
毎週火曜日 毎週金曜日	末守、北一色、北島第2住宅、峰之井、中島、第一中島、 高橋地所第2住宅、 福井、新屋敷、落合、付寄、斉田、柳瀬、 更屋敷、新西保、西保、南方、八条、和泉、中沢、加納、前田、 下宮、新瀬古、瀬古
備 考	但し、土日・祝日・年末年始（12月31日から1月3日）は、 休日（ハッピーマンデーは除く。）とし収集は行わない。 祝祭日については、他の曜日に振り替え実施する。

別表 4

不 燃 ご み (月 1 回)

収 集 日	収 集 地 区 名
毎月第 1 水曜日	横井、田、安次、高塚、清水町、末守、北一色、峰之井、 北島第 2 住宅、第一中島、中島、豊島社宅、幸町、 高橋地所第 2 住宅
毎月第 2 水曜日	井田、宮町、本町、鍛冶屋町、下新町、上新町、横町、三津屋、 昭和町、丈六道、西座倉、起、栄町、ビレッジハウスごうど、あさひ町
毎月第 3 水曜日	下宮、福井、新屋敷、落合、付寄、斉田、柳瀬、新瀬古、瀬古、 前田、(県道以東)、新和
毎月第 4 水曜日	東方、西保、南方、八条、和泉、中沢、加納、新西保、川西、 更屋敷、前田、(県道以西)
備 考	但し、土日・祝日・年末年始(12月30日から1月3日)は、 休日とし収集は行わない。 祝祭日については、他の曜日に振り替え実施する。

別表 5

資 源 ご み (月 1 回)

火曜日 = ビン・ペットボトル・その他のプラスチックボトル

収 集 日	収 集 地 区 名
毎月第 1 火曜日	横井、田、安次、高塚、清水町、末守、北一色、峰之井、 北島第 2 住宅、第一中島、中島、豊島社宅、幸町、 高橋地所第 2 住宅
毎月第 2 火曜日	井田、宮町、本町、鍛冶屋町、下新町、上新町、横町、三津屋、 昭和町、丈六道、西座倉、起、栄町、ビレッジハウスごうど、あさひ町
毎月第 3 火曜日	下宮、福井、新屋敷、落合、付寄、斉田、柳瀬、新瀬古、瀬古、 前田、(県道以東)、新和
毎月第 4 火曜日	東方、西保、南方、八条、和泉、中沢、加納、新西保、川西、 更屋敷、前田、(県道以西)
備 考	但し、土日・祝日・年末年始(12月30日から1月3日)は、 休日とし収集は行わない。 祝祭日については、他の曜日に振り替え実施する。

別表 6

大型ごみ・有害ごみ・せともの（年3回）

収 集 日	収 集 地 区 名
4月、9月、12月の 毎月第1水曜日	横井、田、安次、高塚、清水町、末守、北一色、峰之井、 北島第2住宅、第一中島、中島、豊島社宅、幸町、 高橋地所第2住宅
4月、9月、12月の 毎月第2水曜日	井田、宮町、本町、鍛冶屋町、下新町、上新町、横町、三津屋、 昭和町、丈六道、西座倉、起、栄町、ビレッジハウスごうど、 あさひ町
4月、9月、12月の 毎月第3水曜日	下宮、福井、新屋敷、落合、付寄、斉田、柳瀬、新瀬古、瀬古、 前田、（県道以東）、新和
4月、9月、12月の 毎月第4水曜日	東方、西保、南方、八条、和泉、中沢、加納、新西保、川西、 更屋敷、前田、（県道以西）
備 考	但し、土日・祝日・年末年始（12月30日から1月3日）は、 休日とし収集は行わない。 祝祭日については、他の曜日に振り替え実施する。

別表 7

一般廃棄物収集運搬業（事業系）許可業者

事業者	代表者名 氏名	所在地	処理能力
中央清掃(株)	田中 剛	瑞穂市別府 1259-1 Tel058-327-1144 〔 神戸営業所 神戸町大字神戸 1155-2 Tel0584-27-6181 〕	塵芥車:10台(計15.70t) キャブオーバー車:4台(計6.7t) ダンプ車:1台(計2t)
田代商店	田代 昌	神戸町大字下宮 89 Tel0584-27-1538	塵芥車:1台(計2.5t)
(株)名晃	峠テル子	安八町東結 1092-1 Tel0584-62-3411	塵芥車:23台(計87.25t)
東海環境 サービスセンター	平野栄治	大垣市墨俣町墨俣 527 Tel0584-62-6662	塵芥車:3台(計8.5t)
(有)揖斐・本 巣クリーナー	林 和幸	本巣市仏生寺 391-1 Tel058-323-0707	塵芥車:13台(計50t) キャブオーバー車:3台(計3.6t)
(株)野々村商 店	野々村清	岐阜市則松 2-157 Tel058-239-9921 〔 穂積営業所 瑞穂市野田新田 3977-1 Tel058-327-4030 〕	塵芥車:18台(計70.85t) キャブオーバー車:3台(計9.05t) コンテナ専用車:5台(計34.25t) バン:1台(計2t) 冷蔵冷凍車:2台(計5.6t)

◎し尿・浄化槽汚泥・清掃収集運搬業

事業者	代表者名 氏名	所在地	処理能力
中央清掃(株)	田中 剛	瑞穂市別府 1259-1 Tel058-327-1144 〔 神戸営業所 神戸町大字神戸 1155-2 Tel0584-27-6181 〕	バキューム式汚泥収集車:16台(計72.8t)

※処理能力については、一般廃棄物収集許可申請書より抜粋